

広報

はつらつ 長瀬



# ながとろ

Public Relations Nagatoro



# 6

No.590

第25回長瀬町社会福祉大会が中央公民館で開催され、社会福祉の充実に寄与された方の表彰や体験発表などが行われました。

毎年恒例の福祉バザーにも大勢の方が来場し、会場は熱気に包まれていました。【5月13日】



平成24年6月1日発行

発行・編集／長瀬町役場 〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

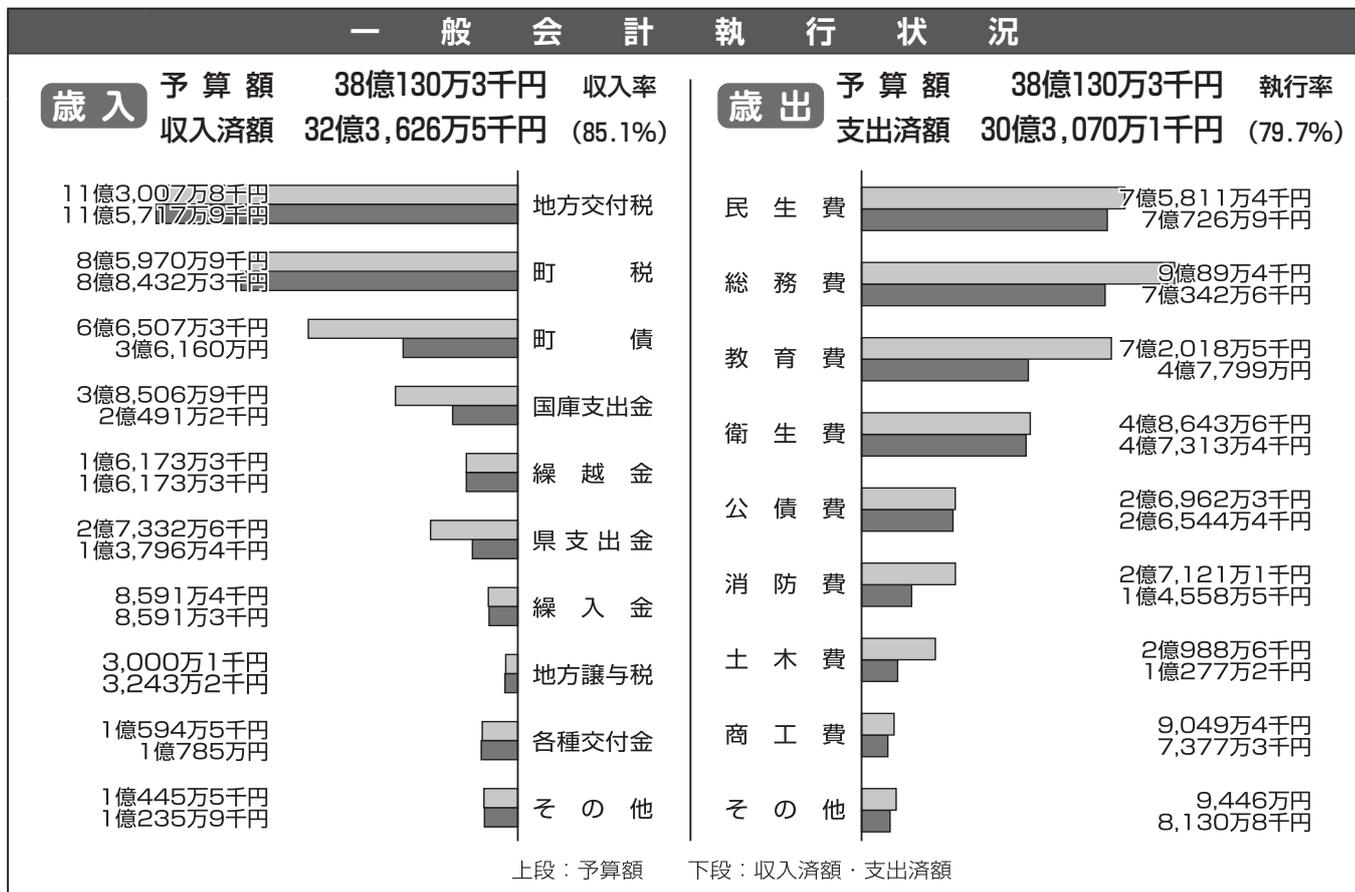
<http://www.town.nagatoro.saitama.jp>

平成23年度

# 下半期の財政事情を公表します

町では、町民の皆さんから納めていただいた税金などがどのくらい入り、どのように使ったかを知っていただくため、毎年財政事情を公表しています。今回は、平成23年度下半期(平成23年10月1日～平成24年3月31日)の財政事情についてお知らせします。

住民サービスの向上を図るため、効率的な行政運営に努めてまいりますので、引き続き、町政へのご協力をお願いします。



#### 財産と基金の状況

平成24年3月31日現在

区 分	現 在 高
土 地	150,428㎡
家 屋	33,425㎡
土地開発基金	3,705万円
減 債 基 金	4,634万3千円
財 政 調 整 基 金	4億3,388万4千円
地 域 福 祉 基 金	191万8千円
町立学校図書購入基金	120万円
ふるさと長瀬応援基金	73万円
光をそそぐ交付金基金	600万円

#### 町債の状況

単位：千円

事業債名	主な事業	未償還元金	未償還利子
総務債	庁舎、コミュニティ集会所など	182,531	26,728
民生債	放課後児童クラブ	2,580	45
農林水産債	農道、林道など	32,280	744
商工債	観光用公衆トイレなど	40,620	966
土木債	道路、町営住宅など	696,263	37,500
消防債	防火水槽、コミュニティ消防センターなど	1,584	52
教育債	中学校舎改修、柔道場など	209,510	18,206
災害復旧債	町道の災害復旧	934	16
減税補てん債		122,170	7,437
臨時税収補てん債		19,802	1,311
臨時財政対策債		1,733,579	247,227
合 計		3,041,853	340,232

#### 特別会計の状況

単位：千円、%

会 計 名	予 算 額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険	968,493	897,648	92.7	882,097	91.1
介護保険	602,599	578,323	96.0	529,605	87.9
後期高齢者医療	83,336	81,087	97.3	77,571	93.1

※今回の執行状況は、平成24年3月31日現在のものです。出納整理期間(平成24年4月1日～5月31日)に執行される収入や支出があるため、決算額とは異なります。最終的なまとめは、9月の決算で明らかになります。

※減税補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債の元利償還金は、その全額が、また消防債や災害復旧債などは、その一部が普通地方交付税(基準財政需要額)に算入されます。

#### 問合せ

総務課企画財政担当 ☎66・3111 内線221

## 平成24年4月から『子ども手当』は『児童手当』に変わりました

平成24年4月1日から「子ども手当制度」に代わり「児童手当制度」が開始されました。この制度は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

平成24年3月末までに子ども手当の認定を受けていた方は、平成24年4月分からの児童手当についても申請があったものとみなすため、改めて申請する必要はありません。**ただし、出生されたときや転入されたときなどには、申請が必要となります。**申請されない場合は、支給要件を備えていても児童手当の支給ができなくなりますので、必ず申請をしてください。

### 支給対象者

長瀬町に住民登録または外国人登録があり、中学3年生までの児童（15歳になった最初の3月31日まで）を養育している保護者が対象です。（原則、児童の両親のうち所得の高い方が申請者となります。）

### 手当月額

- ・3歳未満 15,000円
- ・3歳以上小学校修了前 10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・中学生 10,000円
- ・特例給付（所得制限額以上の世帯） 5,000円

**※平成24年6月分から所得制限額が設定されます。**



### 支払時期

手当は年3回、6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月分）に4か月分ずつ支払われます。

### 申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・健康保険被保険者証の写し（※申請者が厚生年金などの加入者である場合）
- ・申請者の金融機関の口座番号が確認できる書類（普通預金通帳の写しなど）
- ・単身赴任などで対象となる児童と別居する方は、対象児童の属する世帯全員の住民票（本籍等省略していないもの）
- ・外国籍の方は、保護者および児童の外国人登録証の両面コピー、または、登録原票記載事項証明書
- ・児童手当用所得証明書（※平成24年1月1日現在、長瀬町に住所を有しない方のみ）  
※平成24年6月分の手当の申請から平成23年分の所得で審査しますので、所得及び扶養の内容が載っているものが必要となります。
- ・その他、状況により、提出が必要な書類があります。（監護・生計同一申立書など）

## 児童手当の現況届を提出してください

現在、児童手当を受給されている方が、引き続き受給するためには、毎年6月に『現況届』を提出しなければなりません。

この届は、6月1日における状況を記載し、手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一など）を満たしているかどうかを確認する大切なものです。

現況届の提出がないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

### 手続き

手当を受けている方には、6月上旬に現況届を送付しますので、必要書類を添付し提出してください。

### 必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証の写し（※申請者が厚生年金などの加入者である場合）
- ・児童手当用所得証明書（※平成24年1月1日現在、長瀬町に住所を有しない方のみ）
- ・その他、状況により、提出が必要な書類があります。（監護・生計同一申立書など）

### 問合せ

健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線133

# 平成24年度国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税は、いつかかるかわからない病気やケガに備えて、加入者が収入や資産に応じた負担（税）を出し合い、その中から医療費を支出する相互扶助を支える目的税です。

## 【平成24年度国民健康保険の税率】

区 分	医療給付分	後期高齢者支援分	介護給付金分
所 得 割	(総所得金額－33万円) × 5.5%	(総所得金額－33万円) × 1.1%	(総所得金額－33万円) × 1.1%
資 産 割	固定資産税額 × 40.0%	—	—
均 等 割	加入者数 × 10,000円	加入者数 × 7,200円	加入者数 × 7,200円
平 等 割	1世帯あたり 14,000円	—	—
賦課限度額	51万円	14万円	12万円

## 【国民健康保険税の軽減措置】

7割軽減	世帯主及びその世帯の被保険者の合計所得が33万円以下の世帯
5割軽減	世帯主及びその世帯の被保険者の合計所得が、33万円に世帯主以外の被保険者数につき24万5千円を加算した金額以下の世帯
2割軽減	世帯主及びその世帯の被保険者の合計所得が、33万円に被保険者数につき35万を加算した金額以下の世帯

※軽減の対象は「均等割」と「平等割」です。

※収入がない方、確定申告で扶養としてある方又は遺族年金や障害年金受給者など、確定申告の必要がない方でも、国民健康保険税の軽減措置を受ける場合は、16歳以上（4月1日現在）の方であれば、住民税の申告をする必要があります。この申告をしないと、軽減判定されず、軽減措置が受けられません。

**問合せ** 税務課住民税担当 ☎66・3111 内線114

## 平成23年度 情報公開制度・個人情報保護制度 実施状況を公表します

### ●情報公開請求の状況

区 分		公文書の名称・内容	決定内容	実施機関 (担当課)	開示方法	決定日
申出	開示					
	○	平成23年度国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託契約書	部分開示	町長 (町民課)	郵送による 写しの交付	平成23年 11月25日

### ●個人情報保護制度における開示等の請求状況

開示などの請求は、ありませんでした。

#### ◇情報公開制度とは

情報公開制度は、町が持っている行政情報（「公文書」といいます。）を皆さんの請求に応じて開示することや町の重要な計画などの情報提供をより充実させる制度です。

町では、皆さんに町政へのより一層の参加と町政に対する理解と信頼を深め、より公正で透明な町政の推進を目指します。

#### ◇個人情報保護制度とは

個人情報保護制度は、町が保有している皆さんの個人情報（「自己情報」といいます。）を正しく取り扱うための基本的な決まりごとを定め、プライバシー保護を一層推進する制度です。

この制度は、町が個人情報を取り扱うときのルールや皆さんが自分の情報について開示を請求する権利、訂正を請求する権利などを保障しています。

**問合せ** 総務課庶務担当 ☎66・3111 内線214

## 固定資産の現況調査を行っています

固定資産税課税のため、現況調査を行っています。

必要に応じて立ち入り調査をさせていただき、土地の利用状況や家屋の建築年などをお聞きする場合がありますので、調査にご協力をお願いします。

また、調査員は町が発行する『固定資産評価補助員証』を携帯していますので、ご確認ください。

なお、法務局で登記された場合を除き、次に該当する方は、税務課へご連絡をお願いします。

### 【土地】

- 現在、課税されている地目が現況と異なる場合
- 農地を農地以外の用途で利用している場合
- 住宅用地を住宅用地以外の用途で利用している場合
- 住宅用地の上にある家屋に変更があった場合（家屋の種類、構造、用途、床面積、居住部分の割合、戸数など）

### 【家屋】

- 登記していない家屋を取り壊したときや、所有者を変更したとき
- 家屋を新築・増改築された方で、家屋調査の終わっていない方

**問合せ** 税務課資産税担当 ☎66・3111 内線113

## 町長・議長・教育長の交際費を公開します【平成23年4月～平成24年3月分】

行政の透明性を高め、情報を町民の皆さんと共有し、開かれた信頼される町政を実現するため、町長・議長・教育長の交際費を公開します。

(単位：円)

項目	町 長		議 長		教 育 長	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
祝 い 金	52	258,000	5	23,000		
香 料					7	35,000
供 花 ・ 花 輪					2	10,000
会 費	12	53,500	19	84,500		
協 賛 金	2	8,000				
そ の 他	4	18,000			2	12,720
合 計	70	337,500	24	107,500	11	57,720

**問合せ** 総務課庶務担当・議会事務局・教育委員会 ☎66・3111 内線163、402、304

## 6月1日(金)は 人権擁護委員の日です

人権擁護委員は、人権思想の普及高揚に努めることを使命にしており、町長から推薦された委員を法務大臣が委嘱します。

埼玉県人権擁護委員連合会秩父協議会では、「人権擁護委員の日」の行事として、人権に関する特設相談所を開設しますので、ご利用ください。相談料は無料です。

**日 時** 6月6日(水) 午前9時～正午

**場 所** 中央公民館

**相談員** 人権擁護委員

**問合せ** 総務課自治振興担当  
☎66・3111 内線163

## 「8020よい歯のコンクール」 の参加者を募集します

秩父郡市歯科医師会が行う「8020よい歯のコンクール」の参加者を募集します。

**日 時** 6月24日(日) 午前10時

**場 所** 秩父保健センター

**対 象** 80歳以上(4月1日現在)で、町内に在住し、自分の歯が20本以上ある方(すでに当表彰を受けている方は除きます)

**申込み** 6月20日(水)までに健康福祉課健康担当の窓口、または電話でお申し込みください。自薦、他薦は問いません。

**申込み・問合せ** 健康福祉課健康担当  
☎66・3111 内線134

## 財団法人日本さくらの会「さくら功労者」表彰

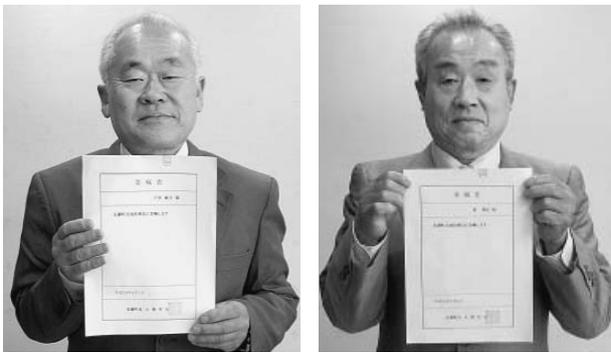


(左から大澤町長、野村会長、野口氏)

特定非営利活動法人長瀬町桜と松等を守る会が、憲政記念館で開催された第47回さくら祭り中央大会で、さくらの保護・育成の振興に著しい功績があったと認められ、平成24年さくら功労者として、日本さくらの会長から表彰されました。 【3月26日】

当会は、平成15年7月に発会し、町内の桜並木や権田山桜園の痛んだ樹の治療、植栽などのボランティアを実施。また、花の里づくりや学校応援団活動など桜以外の花の栽培や樹木の管理活動にも取り組んでいます。

## 新任交通指導員委嘱



(左から戸田氏、南氏)

町交通指導員に戸田敏夫氏と南明良氏が新たに委嘱されました。

町の交通安全推進にご尽力いただきます。

【5月1日】

## 児童相談員紹介

次代を担っていく子どもたちが、健やかな成長を支援するため、児童相談員として野口清氏、野原七重氏を健康福祉課に配置しました。 【4月1日】

子育て中の方は、誰でも悩みはあります。話をすることで、気持ちがすっきりし、子育てのヒントを得られることがあります。いつでもご相談ください。

なお、野原氏については、午前中、町世代間交流支援センターで勤務しています。



(左から野口氏、野原氏)

## 身体・知的障害者相談員委嘱

町の身体障害者及び知的障害者の地域活動の推進や、家庭の養育・生活等に関する相談活動のため、身体障害者相談員として中川文雄氏、知的障害者相談員として長谷部晃氏を委嘱しました。 【4月1日】

任期は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間となります。



(左から大澤町長、中川氏、長谷部氏)

## 新入学児童へ道具袋の贈呈



町民生・児童委員協議会が、今年度入学する児童へ道具袋を贈呈するため、各小学校を訪問しました。この道具袋は、同協議会の女性委員が新入学児童の健全な育成の手助けになればと考え、手作りで作成したものです。 【4月6日】

## 旧新井家住宅竹林で茶会

今年で8回目となる、毎年4月恒例茶会（表千家）が勝地の会後援により行われました。

今年も晴天で桜満開の中、約200名の方に来ていただき、一服のお茶で和やかな一時を過ごしていただきました。

なお、昨年に引き続き参加料金の一部を義援金にあてさせていただきました。【4月15日】



## 社会人ソフトボール教育長杯争奪戦大会 ファミリーズチーム優勝



社会人ソフトボール教育長杯争奪戦大会が、総合グラウンドで行われました。熱戦が繰り広げられ、ファミリーズチームが優勝を飾りました。

【5月13日】

## 皆野・長瀬上下水道組合のお知らせ

### 平成25年4月から事業開始「浄化槽市町村整備型事業」

皆野・長瀬上下水道組合では、清潔で快適な生活環境の実現と美しい水環境を保全するため、主に市街地で公共下水道の整備を進めていますが、平成25年4月からそれ以外の地域で合併浄化槽の整備を実施することとしました。

事業の内容は、公共下水道整備計画区域外の地域において、汲み取り式トイレや単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替えていただくために、これまでの個人設置による方法から、組合が設置及び維持管理をする市町村整備型事業を推進していくものです。

現在、平成25年4月からの事業開始に向けて準備を進めています。分担金や使用料などの詳細は、今年の11月頃にお知らせする予定です。

ご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

個人設置型

個人で【浄化槽】設置  
(町から補助金交付)



個人で【浄化槽】  
維持管理

市町村設置型

組合で【浄化槽】設置  
(分担金徴収)



組合で【浄化槽】  
維持管理  
(使用料徴収)

問合せ 皆野・長瀬上下水道組合下水道課（長瀬浄化センター内） ☎66・0747



# こちら 健康コーナー です

問合せ 健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線134、135

## 熱中症に注意しましょう！

昨年、県内では梅雨明け前から猛暑日（最高気温が35℃以上になる日）が多くなり、熱中症による救急搬送者数は例年に比べて、非常に多かったそうです。今年も猛暑日が予想されますので、下記の熱中症予防のポイントを生活に取り入れ、熱中症にかからないようにしましょう。



### 【熱中症予防5つのポイント】

- 1 高齢者は上手にエアコンを**  
高齢者は、暑さで徐々に体力が低下し、室内でも熱中症になることがあります。室内の温度を測り、適切にエアコンを使いましょう。
- 2 暑くなる日は要注意**  
熱中症は、暑い環境に長時間さらされることにより発症します。猛暑の時は、なるべく外出せずにエアコンの効いた室内など、涼しいところで過ごしましょう。  
特に、梅雨明けで暑くなる日は、体が暑さに慣れていないため要注意です。
- 3 水分はこまめに補給**  
のどが渇く前に水分を補給しましょう。汗には塩分が含まれています。大量の汗をかいたら、水分とともに、塩分の補給も忘れずにしましょう（塩分の取り過ぎには要注意）。  
アルコールは、体内の水分を出してしまうため水分の補給にはならず、かえって危険です。  
また、高齢者は汗をかきにくく暑さやのどの渇きを感じにくい傾向がありますので、就寝前などもこまめに水分を補給しましょう。
- 4 「おかしい」と思ったら病院へ**  
熱中症は、めまい、頭痛、吐き気などの症状から、ひどいときには意識を失い、命が危険になることもあります。「おかしい」と思ったら、医療機関に相談しましょう。
- 5 周りの人にも気配りを**  
自分のことだけでなく、ご近所で声を掛け合うなど、周りの人の体調にも気を配りましょう。集団活動の場では、仲間の体調に配慮しましょう。

## 更生相談

身体障害者の更生援護に  
あたり専門的な知識・技術  
を必要とする相談及び指導  
を実施しています。補装具  
の処方及び適合判定、施設  
入所の判定、その他医療相  
談を無料で受診できます。

● **肢体（手足・体）の障害**  
の相談

7月5日(木) 秩父福祉事務所  
熊谷児童相談所

● **支給額**  
患者及び介護者が最も経  
済的な通常経路により通院  
外へ通院している方に、交  
通費の補助を行っています。

● **対象者**  
・厚生労働省指定特定疾患  
患者  
・小児慢性特定疾患及び人  
工透析を行う慢性腎不全  
の患者

● **申請方法**  
所定の申請書を健康福祉  
課で受け取り、必要事項を  
記入し申請してください。

## 難病患者等への交通費補助



### 問合せ

健康福祉課  
福祉担当  
☎66・3111  
内線132、133  
FAX 66・3564

## 募 集

### ◆体力テスト

個人、スポーツ団体などで参加してみませんか。

体育指導委員会では、体力測定を実施します。

**日 時** 7月2日(月)  
午後7時

**場 所** 中央公民館体育室

**内 容** 握力、長座体前屈など、年齢により別種目があります。

**その他** 体育館シューズ、タオルを持参してください。

**問合せ** 中央公民館内生涯学習担当  
☎66・1800

## お知らせ

### ◆水道週間

毎年6月1日から7日までは、全国水道週間です。

私たちが、健康で文化的な生活を送るために、欠かすことのできない水道。

水は限りある資源です。大切に使いましょう。

**スローガン**

「さあ今日も 水と元気が 蛇口から」

**問合せ** 皆野・長瀬上下水道組合  
☎62・0554

### ◆森林の土地所有者届出制度

森林法の一部改正により、平成24年4月1日から新たに森林の土地所有者になった方は、届出が義務付けられました。

詳しくは、地域整備観光課窓口まで、お越しください。

**問合せ** 地域整備観光課産業観光担当  
☎66・3111内線233

### ◆埼玉土建ふれあい住宅デー

今年も地域住民の皆様とともにコミュニケーションづくりを図るために、住宅デーを開催します。お気軽にお越しください。

**日 時** 6月10日(日)  
午前10時～午後2時30分

**場 所** 長瀬町役場駐車場

**内 容** 包丁研ぎ・まな板削り・住宅なんでも相談、工作教室子どもには水ヨーヨー・風船をプレゼント

先着80名様には粗品をプレゼント。

**問合せ** 埼玉土建一般労働組合秩父支部  
☎21・1361

### ◆未就業歯科衛生士講習会

**日 時** 7月1日(日)  
午前10時～午後4時

**場 所** 熊谷市母子健康センター

**対 象** 県内に再就職を希望する歯科衛生士

**内 容** 講義、実習(PMTCなど)、就職相談会

**費 用** 無料

**定 員** 20名(申込順)

**申 込** 6月22日(金)までに電話で埼玉県歯科医師会にお申し込みください。

**問合せ** 埼玉県歯科医師会

☎048・829・2323

FAX048・829・2376

### ◆子ども人権110番

子どもをめぐるさまざまな人権問題への取り組みとして、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を設け、一人でも多くの子どもたちから専用相談電話による相談を受け付けます。

**日 時** 6月25日(月)～7月1日(日)  
午前8時30分～午後7時  
6月30日(土)、7月1日(日)  
午前10時～午後5時

**電話番号** ☎0120・007・110  
(全国共通・無料)

(IP電話からは接続できません。)

**相談者** ・法務局職員

・県人権擁護委員連合会

子ども人権擁護委員会委員

**問合せ** さいたま地方法務局人権擁護課  
☎048・859・3507

### ◆就職面接会

**日 時** 6月12日(火)午後1時～4時  
(受付開始 正午)

**会 場** 大宮ソニックシティビル

**対 象** 高校・専門学校・短大・大学・大学院等同学歴の既卒者で概ね3年以内の方

**内 容** 企業人事担当者と個別面接

**その他** 履歴書、自己PR書又は職務経歴書複数枚持参。

参加企業は、既卒者を積極的に採用する企業約70社(予定)

**問合せ** 埼玉新卒応援ハローワーク

☎048・650・2234

### ◆女性の権利110番

女性に対する暴力や離婚に関する諸問題、職場における差別などに関し、弁護士が電話で相談に応じる「女性の権利に関する無料電話相談」を実施します。

**日 時** 6月28日(木)  
午前10時～午後4時

**電話番号** ☎048・864・5224

**問合せ** 埼玉弁護士会

☎048・863・5255

## 掲 示 板

### 町商工会地域支え合い事業「元気と安心お助け隊」

お年寄りや体の不自由な方、子育て中の家庭などで、買物代行、病院予約(診察券入れ)、ゴミの始末など日常生活で身の回りの小さな困りごとを有償ボランティアがお手伝いします。

有償ボランティアは、謝礼として「長瀬お宝商品券」を受け取り、町内取扱店で利用します。住民同士の支え合いにより、高齢者などと地元商店を元気にしていく活動です。

長瀬お宝商品券(1枚500円)1枚で、1時間の依頼ができます。

この制度は登録制です。

**問合せ** 町商工会 ☎66・0268

# 給付年金コーナー

## 長瀬町国民健康保険のお知らせ

学校卒業後、就職又は会社を退職して、保険の内容に変更はありませんか。  
国民健康保険は、加入・脱退などは世帯主が各自届け出すことになっています。  
次のような方は、早めに町民課に届出をお願いします。

### ■就職して職場から保険証を交付された方、その扶養に認定された方

国民健康保険と職場の両方の保険証、印鑑を持参し、国民健康保険をやめる手続きをしてください。

手続きをするまでは、国民健康保険税の課税が続きます。

### ■会社を退職された方、任意継続が終了された方

健康保険の資格喪失証明又は退職証明と年金手帳、印鑑、顔写真付きの身分証明書（運転免許証など）を持参し、国民健康保険に加入する手続きをしてください。

届出が遅れた場合、前の健康保険の資格を喪失した時点までさかのぼり国民健康保険の資格を取得し、国民健康保険税が課税されます。

すでに年金をもらっている方で下記の①又は②に該当する場合は、退職者医療に該当する場合があります。年金証書も持参してください。（65歳以上の方を除く）

### ■厚生年金又は共済年金を受給している方（退職者医療制度）

国民健康保険に加入し年金を受給していて

① 20年以上会社に勤めた方

② 40歳以降10年以上会社に勤めた方で65歳未満の方は退職者医療制度に該当します。

※上記届出の際に、子ども医療費受給資格証、重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証が発行されている方は、その受給者証もあわせてお持ちください。

※平日の届出が困難な方は、日曜開庁日や金曜夜間開庁日もご利用ください。ただし、他の関係機関の照会が必要な場合、取扱えないことがありますので、事前にお問い合わせください。

**問合せ** 町民課給付担当 ☎66・3111 内線123

## 今月の 介護保険料

■特別徴収（平成24年度第2期） ※今月支給される年金から天引きされます。

### ■6月からの特別徴収（年金天引き）開始

平成23年度の介護保険料を納付書や口座振替で納付していただいた方のうち、平成24年度の介護保険料を6月の年金から特別徴収へ切り替えて納付していただく方に、平成24年度介護保険料特別徴収（年金天引き）開始のお知らせを送付します。

**問合せ** 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線124

# 20歳から60歳まで ～みんなが加入します 国民年金～

国民年金は、老後を迎えたときの所得保障の柱として、全員が年金を受けられるようにつくられた公的年金制度です。生活の基礎となる年金であるため「基礎年金」ともいいます。

この国民年金は、国籍・職業を問わず、日本に住む20歳から60歳までの方は全員が加入することになっていて、職業などによって、3種類に分かれます。

**第1号被保険者** 農業者、自営業者、学生、フリーアルバイターなど

**第2号被保険者** 会社員、公務員（厚生年金や共済組合に加入している方）

**第3号被保険者** 第2号被保険者に扶養されている配偶者

就職や退職、結婚などで加入の種類が変わったときは、その都度、届出が必要です。届出が遅れると、将来の年金が減ったり受け取れなくなったり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、届出は、忘れずに行ってください。

※ 日本に住む外国人の方も、必ず国民年金に加入することになります。これは、国民年金が老後の年金だけでなく、生活保障としての障害や死亡といった不慮の事故に対する保障も行っているからです。

なお、短期間滞在のため年金を受けずに帰国する場合、6か月以上の保険料納付期間がある方には、帰国後に脱退一時金が支給されます。

**問合せ** 秩父年金事務所 ☎27・6559

## 岩畳作品抄

長瀨町俳句会・四月例会

柿若葉記念樹として六十年  
本野上 稲澤智世子  
得意気に鶴を折る児や夕蛙  
長 瀨 五十嵐元克  
たんばの揃い咲きたる棚田跡  
本野上 若林 満義  
花後渦をえがきつ瀨の川  
本野上 飯島とり子  
桜まだ靖国神社の庭静か  
本野上 浅見美代子  
スカイツリー見上ぐ隅田の花見舟  
本野上 加藤 豊子  
木の子植えドリルの音に日がしむ  
長 瀨 大森 貞子  
散る花の吹き寄る水子地藏尊  
岩 田 野村 若太  
幹の傷耐えて伸びゆく若ぎくら  
本野上 大塚 安子  
農業を溶かすバケツに桜ふる  
岩 田 野村 静夫

兄在す靖国神社の初桜  
井 戸 常木 周三  
さくらしべ休日庭はきよせて  
本野上 浅見ハルエ  
ままごに摘まれし土筆置き去られ  
野上下郷 山本 令子  
千し竿の零春光含み落つ  
井 戸 青木 光子  
場所決めて植えた新芽のやまぼうし  
井 戸 中村 金石

…………… 一般投稿 ……………

児の見付けマに土産と土筆摘む  
長 瀨 大前 英俊  
五羽すずめ家族かしら幸せそうね  
長 瀨 川辺みどり  
冬海の枯れ葉こぶゆれ堂ヶ島  
長 瀨 大澤 光久  
つばめ待つ我が家はまたもUターン  
本野上 近藤 キヨ  
初雷雨すでに過ぎ去り薄日差す  
長 瀨 戸田ミチ子



### 人のうごき 平成24年5月1日現在（前月比）

4月中の届出

人口	7,804人 (-27)	転入	10人
男	3,807人 (-17)	転出	29人
女	3,997人 (-10)	出生	1人 (男1人)
世帯数	2,865戸 (-3)	死亡	9人 (男5人・女4人)

## 平成24年度

# 区長さんを紹介します

町民の皆さんと行政との橋渡し役としてご尽力いただく、区長さんを紹介します。

1年間よろしく願います。



区長会議の様子

### ○区長会 会長・副会長（敬称略）

役職	氏名（行政区名）
会長	外池 秀彦（上長瀬区）
副会長	板谷 定美（原区）
	福田 暉幸（辻区）
	倉林 義房（井戸中郷区）

行政区名	区長名
上長瀬区	外池 秀彦
長瀬上区	堀内 元三郎
大木小路区	碓谷 康雄
長瀬区	豊島 富子
長瀬宝登山区	枋原 一夫
五区	大澤 光久
下山区	野口 宏
上宿中宿区	川端 貴雄
根岸石原区	坂上 完二
下宿区	設楽 好孝
原区	板谷 定美
上袋区	福島 久光
下袋区	福島 利義

行政区名	区長名
中野上区	渡辺 強
杉郷区	柳沢 保夫
辻区	福田 暉幸
宮沢区	福島 博
滝の上区	野口 哲義
小坂区	不破 武久
矢那瀬上郷区	中畝 正雄
矢那瀬下郷区	野原 義徳
岩田区	野原 脩
井戸下郷区	井上 豊
井戸中郷区	倉林 義房
井戸上郷区	大澤 武男
風布区	大野 正巳

## 休日急患当番医表

とき	当番医	所在地	電話番号
6月3日	医師会休日診療所（内・小） 秩父生協病院（内・小）※小児科は午前中のみ ※秩父市立病院	熊木町 阿保町 桜木町	☎23-8561 ☎23-1300 ☎23-0611
6月10日	医師会休日診療所（内・小） 小鹿野中央病院（一次救急） ※秩父病院	熊木町 小鹿野町 和泉町	☎23-8561 ☎75-2332 ☎22-3022
6月17日	医師会休日診療所（内・小） 石塚内科胃腸科医院（内・胃） 皆野病院	熊木町 下影森町 皆野町	☎23-8561 ☎24-5010 ☎62-6300
6月24日	医師会休日診療所（内・小） 水野医院（内） ※秩父病院	熊木町 山和田 和泉町	☎23-8561 ☎22-3315 ☎22-3022
7月1日	医師会休日診療所（内・小） 荒船医院（内・外） ※秩父病院	熊木町 横瀬町 和泉町	☎23-8561 ☎24-0160 ☎22-3022
7月8日	医師会休日診療所（内・小） 小鹿野中央病院（一次救急） 皆野病院	熊木町 小鹿野町 皆野町	☎23-8561 ☎75-2332 ☎62-6300

- 医師会休日診療所の診療時間は午前10時から午後5時まで。
- 休日診療所以外の医療機関は午前9時から午後6時まで。ただし、※印の病院は午後6時以降、電話で確認の上、受診してください。
- 平日、休日の救急医療体制については秩父都市医師会ホームページでもご確認いただけます。 <http://www.chichibu.ne.jp/ishikai>
- 医療機関の都合で変更になることがあります。  
秩父消防署長瀬分署 ☎69・0119でご確認ください。

## 税務課・町民課窓口

●窓口業務延長日 午後7時まで時間延長  
6月1日・15日・7月6日(金)

●日曜開庁日 午前9時～午後5時  
6月24日(日)

◆税務関係諸証明の交付 ◆納税 ◆住民票の交付  
◆戸籍謄本・抄本の交付 ◆印鑑登録、印鑑証明書の交付  
※住基ネットを利用した住民票の広域交付はできません。

## 6月の納税

●町県民税（第1期分）

納期限は7月2日(月)です。口座振替の場合は6月26日(火)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

